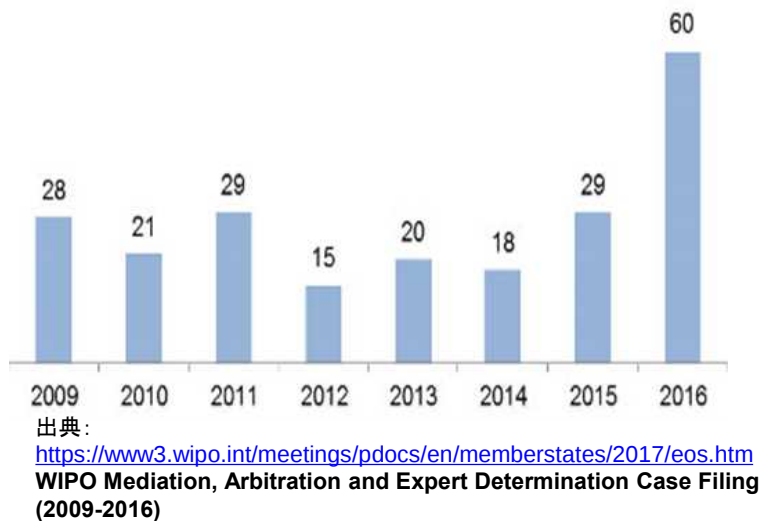
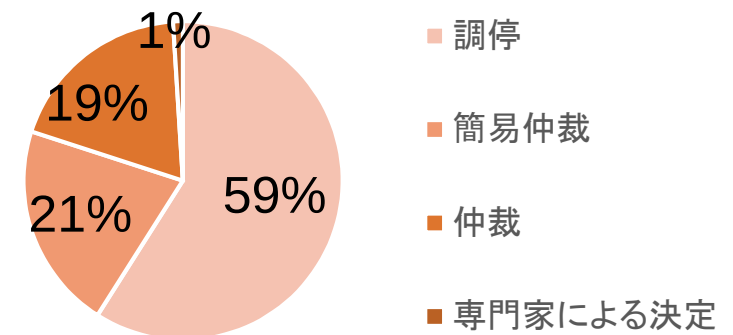


- 知的財産や技術に関する紛争の裁判外紛争処理手続 (ADR) として、調停、仲裁、簡易仲裁、専門家による決定、ドメイン名紛争処理のサービスを提供。
 - 仲裁 (簡易仲裁を含む) の手続の特徴
 - 仲裁の判断に至るには、当事者間の合意が必要 (仲裁地も当事者の合意に基づいて選択可能)。
 - 仲裁の判断は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)の下で、法的拘束力を持つ。
 - 仲裁には上訴がなく、一審限り。
 - ジュネーブ本部 (1994年設立)、シンガポール支部 (2010年設立)
 - 1500人以上の調停人、仲裁人リストから選任可能。
- ※ 様々な専門的な分野の紛争にも対応可能としており、そのうちの1つとして標準特許・FRANDに関する紛争も挙げられている。
- 標準特許 (標準必須特許) の定義は、特段設けられていない。

【調停、仲裁、専門家による決定
の申請件数の年次推移】



【2016年申請件数内訳】



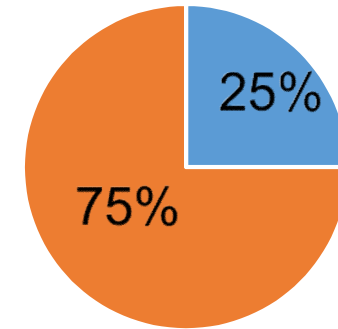
簡易仲裁: 1名の仲裁人によって行われ、安価な手数料かつ短期間で手続が完了する。

WIPO仲裁調停センターにおける裁判外紛争処理手続 (ADR)

【各手続における典型的な期間、費用、和解率】

	調停	簡易仲裁	仲裁
期間	4.5か月	7か月	13.5か月
費用	10,000米ドル	34,000米ドル	86,000米ドル
和解率	70%	—	37%

【国内／国際案件の割合】



■ 国内案件 ■ 国際案件

【WIPO裁判外紛争処理手続(ADR)における紛争の分野】

